

PCT NEWSLETTER

– 日本語抄訳 – 2015年7-8月号 | No. 7-8/2015

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

シンガポール知的所有権庁の ISA、SISA 及び IPEA としての機能の開始

2014年9月の第46回PCT同盟総会により、シンガポール知的所有権庁（IPOS）はPCTにおける国際調査機関（ISA）及び国際予備審査機関（IPEA）に選定されましたが（*PCT Newsletter* 2014年10月号を参照）、この度、当該官庁は2015年9月1日からISA及びIPEAとしての機能を開始することをWIPOに通知しました。さらに、当該官庁は今後、補充国際調査機関（SISA）としても行動する予定です。

ISA、SISA及びIPEAとしての当該官庁の詳細は、*PCT 出願人の手引*の附属書D、SISA及びEに間もなく掲載されます。

国際出願の電子出願及び手続**メキシコ工業所有権機関及び知的所有権部（カタール）**

メキシコ工業所有権機関及び知的所有権部（カタール）は、受理官庁の資格において、PCT規則89の2.1(d)に従い、メキシコ工業所有権機関は2015年7月1日から、知的所有権部（カタール）は2015年9月1日から、電子形式での国際出願の受理及び手続を開始する旨、国際事務局（IB）に通知しました。当該官庁はePCTポータルでのePCT-Filing（ePCT出願）機能を利用した国際出願を受入れます。手数料表の項目4に掲載された適用される電子出願手数料の米ドルの換算額は手数料表I(a)に表示されています。

電子形式による国際出願の提出に関するメキシコ工業所有権機関の詳細は2015年7月9日付けの公示（*PCT 公報*）に掲載されました。

http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/officialnotices.pdf

また、知的所有権部（カタール）の詳細もまもなく上記アドレスに掲載されます。

PCT 出願人の手引、附属書C（MX及びQA）が更新されました。

これによりePCT-Filingが可能な受理官庁の数は24になりました¹。

¹ ePCT-Filingは現在、次の受理官庁に対して可能です：RO/IB, RO/AT, RO/AU, RO/BR, RO/CA, RO/CL, RO/CZ, RO/DZ, RO/EA, RO/EE, RO/EP, RO/FI, RO/HU, RO/IN, RO/LV, RO/MX, RO/MY, RO/NZ, RO/QA, RO/SA, RO/SE, RO/SG, RO/TR, RO/ZA。

PCT-SAFE 更新

PCT-SAFE クライアント パッチのリリース

PCT Newsletter 2015 年 6 月号でお知らせしたとおり、PCT-SAFE クライアント ソフトウェアの 7 月版が次のサイトからダウンロードできます。

http://www.wipo.int/pct-safe/en/download/download_client.html

詳細は次の PCT 電子サービスのウェブサイトをご覧ください。

<http://www.wipo.int/pct-safe/en>

PCT-SAFE のPCT-EASY 機能の廃止（再掲載）

すでにお知らせしたとおり、2015年7月1日からPCT-SAFE のPCT-EASY 機能を利用した国際出願の提出はできません。また、規則改正前のPCT 手数料表の項目4(a)に基づく手数料減額（つまり、紙形式の国際出願に、文字コード形式で願書及び要約の記述の電子形式の写しを添付した場合）は適用されません。

しかし、受理官庁としての米国特許商標庁に出願するための特別な EFS-Web 機能の利用者は、“PCT-EASY.zip” を準備し、EFS-Web システムにアップロードすることが可能です。

詳細は PCT Newsletter 2015 年 4 月号をご覧ください。

PCT Newsletter の新しい電子メール通知サービス（再掲載）

WIPOは2015年6月16日よりニュースレターとプレスリリースのための新しい配信プラットフォームへ移行しました。まだ新しいプラットフォームに登録しておらず、PCT Newsletter各号の発行を通知する電子メールを含むそのような通知をご希望でしたら、下記リンク先の“IP services – Detailed updates”にて登録してください。

<http://www.wipo.int/newsletters/>

登録手続は単純でお時間を取らせません。PCT Newsletter電子メールの購読は英語版のプラットフォームでのみ利用可能ですので、英語以外の言語にてWIPO ニュースレター プラットフォームに登録される場合は、その言語で利用可能なニュースレターしか選択できませんのでご注意ください。

なお、誤って購読してしまった場合は、送付される WIPO ニュースレター 電子メールの下の方にある“Manage subscriptions”をクリックし、関係するニュースレターの選択を外し、“Update profile”をクリックすることで購読を中止できます。

PCT-特許審査ハイウェイ（PCT-PPH）パイロット

国家発明商標庁（ルーマニア）と日本国特許庁との新しい試行プログラムの開始

2015 年 7 月 1 日に、国家発明商標庁（ルーマニア）と日本国特許庁（JPO）は、新しい一方

向の PCT-PPH 試行プログラムを開始しました。本試行プログラムでは国際調査機関 (ISA) 又は国際予備審査機関 (IPEA) としての JPO によって作成された肯定的な見解書若しくは肯定的な特許性に関する国際予備報告 (第 II 章) を得た PCT 出願に基づき、ルーマニアの国内段階で早期審査を利用することが可能です。PCT-PPH の詳細は以下をご覧ください。

<http://www.osim.ro/brevete/Program-pilot-PPH-OSIM-JPO-en.html>

http://www.meti.go.jp/english/press/2015/0624_02.html

グローバル PPH パイロットへの更なる官庁の参加

2015 年 7 月 6 日に、エストニア特許庁とドイツ特許商標庁がグローバル特許審査ハイウェイ (GPPH) に参加し、これにより参加庁は 21 になりました。

本パイロットでは、何れかの参加庁による成果物 (PCT 国際段階の成果物、つまり国際調査機関又は国際予備審査機関の見解書、若しくは肯定的な特許性に関する国際予備報告 (第 II 章) を含みます) において特許性ありと判断された請求項があり、その他の適用可能な基準を満足すれば、他の参加庁に対して早期審査を請求することができます。本パイロットは、ユーザがより利用しやすくなるように、単一の適用要件として、既存の PPH ネットワークを簡易にし改善することを目的としています。

GPPH パイロットを利用する為に必要な要件などの詳細情報は以下の PPH ポータルサイトをご覧ください。

<http://www.jpo.go.jp/ppph-portal/globalpph.htm>

また、上記 2 つの官庁に関するウェブサイトは以下のリンク先からご覧ください。

<http://www.epa.ee/en/news/estonian-patent-office-joins-gpph>

<http://presse.dpma.de/presseservice/englisch/unserservice/pressreleases/6july2015/index.html>

更新された PCT-PPH 試行プログラムのウェブサイトは以下のリンク先をご覧ください。

http://www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html

PCT 規則改正 (再掲載)

2014 年 9 月 22 日から 30 日までジュネーブで開催された PCT 同盟総会で採択した、PCT 規則改正が 2015 年 7 月 1 日に発効しました。

- PCT 規則 49 の 3.2 及び 76.5 : 早期国内段階移行の明示の請求をした出願人が、指定・選択官庁に対して優先権の回復の請求を (国内段階移行の通常の期限の満了後 1 ヶ月ではなく) 早期国内段階移行の請求の受理日から 1 ヶ月以内に提出するための要件の導入
- PCT 規則 90.3 : 2012 年 10 月の同盟総会において採択された修正を適切に反映するために、PCT 規則 90 の 2.5 のパラグラフ(a)への引用を削除
- PCT 規則 90.5 : 取下げ通知が包括委任状と共に提出された場合に、国際事務局 (IB) が代

理人に別個の委任状の原本の提出を求めずに取下げ通知の手続きを可能にする

—手数料表：PCT-EASY 出願に適用される手数料減額を削除し、特定の国（下記“所定の PCT 手数料の減額の適格性”を参照）の特定の出願人に対する手数料減額の適格基準を改定

2015 年 7 月 1 日発効の PCT 規則の全文は、PCT ウェブサイトにて、アラビア語、中国語、英語、仏語、独語、イタリア語、日本語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語にて、それぞれ下記のリンク先でご利用いただけます。

(アラビア語) <http://www.wipo.int/pct/ar/texts/index.html>
 (中国語) <http://www.wipo.int/pct/zh/texts/index.html>
 (英語) <http://www.wipo.int/pct/en/texts/index.html>
 (仏語) <http://www.wipo.int/pct/fr/texts/index.html>
 (独語) <http://www.wipo.int/pct/de/texts/index.html>
 (イタリア語) http://www.wipo.int/pct/it/texts/pdf/pct_regs2015.pdf
 (日本語) <http://www.wipo.int/pct/ja/texts/index.html>
 (ポルトガル語) <http://www.wipo.int/pct/pt/texts/index.html>
 (ロシア語) <http://www.wipo.int/pct/ru/texts/index.html>
 (スペイン語) <http://www.wipo.int/pct/es/texts/index.html>

また、2015 年 7 月 1 日発効の PCT 規則改正のパワーポイントプレゼンテーション資料が中国語、英語、仏語、独語、スペイン語にて、それぞれ下記のリンク先でご利用いただけます。

(中国語) http://www.wipo.int/pct/zh/texts/ppt/rule_changes_archive.html
 (英語) http://www.wipo.int/pct/en/texts/ppt/rule_changes_archive.html
 (仏語) http://www.wipo.int/pct/fr/texts/ppt/rule_changes_archive.html
 (独語) http://www.wipo.int/pct/de/texts/ppt/rule_changes_archive.html
 (スペイン語) http://www.wipo.int/pct/es/texts/ppt/rule_changes_archive.html

所定の PCT 手数料減額の適格性

所定の PCT 手数料の減額の適用資格を有する国民及び/又は居住者の国々の一覧は、2015 年 7 月 1 日に更新され、下記のリンク先にて利用できます：

<http://www.wipo.int/pct/en/fees/index.html>

なお、EPO に対する所定の PCT 手数料の 75%減額の適用資格を有する国民及び/又は居住者の国の一覧に変更はありません。

国際出願を提出するには、少なくとも出願人の 1 人が PCT 締約国の国民又は居住者である必要がある（PCT 第 9 条(1)）旨、ご留意ください。PCT 締約国でない国々の出願人は PCT 締約国の国民及び/又は居住者である出願人と共に PCT 出願を提出する必要があり、全ての出願人が当該手数料減額の適用資格を有する場合にのみ、手数料減額を受けることが可能です。

手数料の 90%減額の適用

PCT Newsletter 2014 年 10 月号と 2015 年 5 月号でお知らせしたとおり、国際出願手数料（30

枚を超える用紙毎の手数料を含む)、補充調査取扱手数料及び取扱手数料の 90%減額の適用資格を有する国民及び/又は居住者の国の一覧は下記のように修正されました :

表 1(a)²に追加 (PCT 締約国) :

キプロス
ギリシャ
マルタ
ポルトガル
サウジアラビア
スロベニア

表 1(b)²に追加 (非PCT締約国) :

バハマ
ナウル
パラオ
スリナム

表 1(a) から削除 :

シンガポール
アラブ首長国連邦

スペイン特許商標庁における国際調査手数料の 75%減額の適用

以下の国がスペイン特許商標庁における国際調査手数料の 75%減額の適用資格のある国民及び/又は居住者の国一覧から削除されました (つまり、世界銀行により低所得、低中所得及び高所得経済に格付けされ、欧州特許条約締約国ではない国) :

アルゼンチン
セイシェル
ベネズエラ

ブルガリアは前回の表に誤って表示されていましたが削除されました。

PCT 最新情報

DO : ドミニカ共和国 (管轄国際調査及び予備審査機関)

IR : イラン・イスラム共和国 (官庁の名称、一般情報)

JP : 日本国 (手数料)

2015 年 9 月 1 日から、手数料表 I(a) に掲載されているように、受理官庁としての日本国特許庁に対して日本円で支払われる、国際出願手数料、30 枚を超える用紙毎の手数料、手数料表項目 4(c) に示された手数料減額の日本円の換算額が変更されます。

(PCT 出願人の手引の附属書 C (JP) が更新されました)

MX : メキシコ (電子出願、手数料)

² 表 1(a)及び(b)に記載された国の場合、手数料減額は自然人である出願人のみ適用されます。

PT：ポルトガル（手数料）

QA：カタル（官庁の名称、所在地とあて名、電話及びファックス番号、Eメールアドレス、発明者の氏名及びあて名の提出期限、受理官庁及び指定（選択）官庁としての官庁の要件に関する情報）

SV：エルサルバドル（Eメールアドレス）

US：アメリカ合衆国（管轄国際機関）

日本国特許庁（JPO）が（他の官庁に加えて）2015年7月1日から米国特許商標庁により管轄国際調査及び予備審査機関として指定されたことに関する *PCT Newsletter* 2015年6月号に掲載されたお知らせに関し、JPOが管轄機関となり得るための条件の一つに、国際出願の請求の範囲が所定の国際特許分類（IPC）により定義される環境技術分野である必要があることにご留意ください。関連するIPCの一覧は、下記のリンク先にて、2015年6月25日付けの公示（*PCT 公報*）に掲載されました。

http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/officialnotices.pdf

調査手数料（欧州特許庁、連邦知的所有権行政局（Rospatent）（ロシア連邦）、インド特許庁、日本国特許庁、韓国知的所有権庁、米国特許商標庁）

取扱手数料（日本国特許庁）

PCT 関連資料の最新／更新情報

PCT 判例データベース

PCT 締約国の又は PCT 締約国のために手続を行う各国の裁判所及び広域行政機関でなされた PCT 法務及び行政的決定のテキスト検索が可能な判例データベースがカナダ、インド、イスラエル及び英国からの最近の判例と共に更新され、以下のリンク先にて当該データベースが利用可能です。

<http://www.wipo.int/pctcaselawdb/en>

当該データベースに含まれる PCT に関する決定は、国内裁判所又は行政機関により提起又は考慮された問題です。要約及び PCT 法的参照は情報を容易に取得できるよう国際事務局が追加しました。

追加（何れの言語でも）又はデータベース改善の提案がございましたら、pct.legal@wipo.int まで Eメールをお送りください。

PCT 規則改正に関するパワーポイントプレゼンテーション資料

2015年7月1日に発効された PCT 規則改正に関するパワーポイントプレゼンテーション資料は、上記の“PCT 規則改正（再掲載）”をご覧ください。

WIPO 本部での上級者向け PCT セミナー（若干席に余裕あり）

国際及び国内段階の手続、最新及び今後の PCT の進展、また ePCT での PCT 出願の管理に関する上級者向け PCT セミナーが、2015年9月24、25日にジュネーブの WIPO 本部にて開催

されます。当該セミナーは特許管理者、弁理士事務所員及び PCT 制度に精通しているユーザを対象としており、講演者は PCT 分野の経験豊富な WIPO スタッフに加え、ウェブ会議システムを通じて Michael Neas 米国特許商標庁国際特許法務部長代理も参加します。登録及びセミナーに関する詳細は次のリンク先をご覧ください。

http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=36763

セミナーへの登録は無料ですが、参加者は 50 人限定です。登録の締切りは 2015 年 9 月 11 日です。セミナーに関する詳細は、pct.our@wipo.int へお問い合わせください。

PATENTSCOPE 検索システム

新しいビデオシリーズ

PATENTSCOPE 検索システムを説明する 6 本の短編ビデオが下記のリンク先にて利用可能です。

<https://patentscope.wipo.int/search/en/tutorial.jsf>

ビデオでは、データベースに何が含まれているのか、異なる検索インターフェイスの使用方法及び結果一覧の読み方を説明します。

パワーポイントプレゼンテーション資料

2015 年 2 月から 6 月までに、PATENTSCOPE 検索システムに関する下記のウェビナーが提供されました。

- PATENTSCOPE 検索システムの概要（日本語）（2015 年 2 月）
- 複雑な検索式の作成による PATENTSCOPE 詳細検索の使用法（2015 年 2 月）
- 結果一覧の読み方及び PATENTSCOPE で利用できる翻訳ツールの使い方（2015 年 3 月）
- PATENTSCOPE 検索システムの CLIR 機能の実演（2015 年 4 月）
- IPC 及び PATENTSCOPE 検索システム（2015 年 5 月）
- PATENTSCOPE 検索システムで利用できる異なる特徴の概要（2015 年 6 月）

ウェビナーで使用されたパワーポイントのスライドは下記のリンク先にて利用可能です。

<http://www.wipo.int/patentscope/en/webinar/>

PATENTSCOPE 検索システムに関するウェビナーは今後も提供されますので、PCT セミナーカレンダー末尾の PCT ウェビナーの一覧をご参照ください。

実務アドバイス

欠落部分の補充に関する受理官庁の異なる手続

Q：当社は ePCT-Filing（ePCT 出願）機能を利用して定期的に電子形式で PCT 出願を提出しています。当形式での出願は確かに出願手続を簡素化し、形式的なエラーを防ぐことに役立ちますが、明細書又は請求の範囲をアップロードする際に間違ったファイルを選択しやすいとい

った面もあります。例えば、誤った請求の範囲一式が提出される場合に、PCT 規則で救済可能でしょうか。つまり、欠落要素又は部分の引用による補充に関する PCT 規則では、後日、すでに認められた国際出願日に影響することなく、誤った請求の範囲一式を正しいものに差し替える（国際出願が提出されるべきであった請求の範囲一式を含む先の出願の優先権の主張をしている場合）ことは可能ですか？

A : PCT 規則 4.18（引用により含める旨の陳述）、20.5（欠落部分）及び、20.6（要素及び部分を引用により含めることの確認）の規定は、国際出願に以下の何れも含まれておらず、関連する要素や部分が優先権が主張されている先の出願に完全に記載されている場合に、出願人を救済する目的で制定されたものです：

- 明細書の全体又は請求の範囲の全体、若しくは
- 明細書、請求の範囲の一部又は図面全体又は一部分

上記必要な要件が満たされていれば、出願人は、基本的に、国際出願日を維持しながら、欠落要素又は部分を引用により補充することが可能です。この場合、受理官庁は国際出願に正しい要素を含めます（実際に間違っただけの要素又は部分を“差し替える”ことはしません）。

PCT 受理官庁（RO）の大半は、上述される状況において、つまり、請求の範囲一式（又は明細書）が提出された後に、それらの請求の範囲が間違っただけのものであることが判明し、出願人が正しいものを含めることを望む場合、これらの規則を適用します。

しかしながら、以下の場合にご留意ください：

- いくつかの RO 及び指定官庁（DO）（又は選択官庁）が、以下に説明する、引用による補充に関する当該官庁の国内法令と当該規則との間の不適合通知を提出している点
- 欠落要素又は部分の引用による補充に関する当該規則を適用している官庁においても、全ての官庁が同じように当該規則を解釈しているわけではない点（以下で説明）

不適合通知

以下の官庁が RO の資格において PCT 規則 20.8(a)に基づき、不適合通知を提出しており、上述のいかなる状況においても引用による補充は受け付けません：

- BE 知的所有権庁（ベルギー）
- CU キューバ工業所有権庁
- CZ 工業所有権庁（チェコ共和国）
- DE ドイツ特許商標庁
- ID 知的所有権総局（インドネシア）
- IT イタリア特許商標庁
- KR 韓国知的所有権庁
- MX メキシコ工業所有権機関

以下の官庁は DO（又は選択官庁）の資格において PCT 規則 20.8(b)に基づき、不適合通知を提出しているため、出願人は上記のいかなる状況においても国内段階での引用による補充の恩恵は受けられません：

- CN 中華人民共和国国家知識産権局

CU	キューバ工業所有権庁
CZ	工業所有権庁（チェコ共和国）
DE	ドイツ特許商標庁
ID	知的所有権総局（インドネシア）
KR	韓国知的所有権庁
MX	メキシコ工業所有権機関
TR	トルコ特許機関

しかし、関係する DO が PCT 規則 20.8(b)に基づく不適合通知を提出していない場合でも、DO の中には、限られた範囲内で、RO の引用による補充を許可する決定を再度確認することもあり（PCT 規則 82 の 3.1(b)から(d)参照）、RO の肯定的な決定が必ずしも受け入れられるとは限らない旨、ご注意ください。

上記一覧は以下のリンク先にてご覧頂けます（不適合通知の取下げの際に更新）。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.html

なお、PCT ロードマップ（PCT/WG/2/3 及び PCT/WG/3/2 参照）において、PCT 規則の様々な規定に基づく不適合通知を取下げていない全ての国は、当該通知の取下げが可能になるよう国内法の必要な改正を成立させることを強く奨励されています。

様々な解釈

基本的に引用による補充に関する規定を適用している官庁間でも、実務において当該規則を正確に解釈する点に関しては様々な見解があります。例えば欧州特許庁を含むいくつかの RO では、PCT 規則 4.18、20.5、20.6 に従い、関連する要素が間違っ提出された場合に、新しい完全な請求の範囲一式又は新しい完全な明細書を補充することを許容していません。これらの官庁は、定義上、請求の範囲又は明細書の要素の“欠落部分”とは、そのような要素のある部分は欠落していたが、その他の部分は提出されていたとみなす、と主張しています。つまり、“欠落部分”の引用による補充は、新しい要素の追加というよりむしろ、引用により補充されるべき請求の範囲又は明細書の要素の“欠落部分”が国際出願日の国際出願に含まれていたその（不完全な）要素を“完全なものにする”ということを求めています。

一方、例えば国際事務局（IB）や米国特許商標庁などの他の RO では、そのような手続は何れも許容されており、規則の文言と精神に忠実である立場の見解です。もしそうでなければ、提出した国際出願に何れの請求の範囲及び/又は明細書を含めていなかった出願人は、欠落要素の引用による補充により、それらの要素を国際出願に含めることが許可される一方、提出された国際出願にそれらの要素を含めようとしたが、誤って間違っ請求の範囲及び/又は間違っ明細書を提出してしまった出願人が、正しい要素を追加して誤りを訂正することが許可がされない、という結果になります。これらの官庁はまた PCT 作業部会が第 1 回会合にて（PCT/WG/1/16 のパラグラフ 126 及び 127 参照）そのような手続は許容できるとの旨を提言した事実（“作業部会は、国際出願日に必要な請求の範囲の要素及び明細書の要素（条約 11(1)(iii)(d)及び(e)参照）を含んでいる国際出願の場合には、優先権出願に含まれている請求の範囲又は明細書に関し、規則 4.18 及び 20.6(a)に基づき、欠落している“要素”として補充することはできない旨を留意した。しかし、そのような場合においても、優先権出願に含まれる明細書の部分又は全体、若しくは請求の範囲の部分又は全体に関し、欠落している“部分”としてそれらの規則に基づき補充することは可能であると考えられる。”）、及び、受理官庁ガイドラインは、引用による補充により結果的に重複した明細書、請求の範囲又は図面の一式がある場合に、当該引用により

補充された一式は、当初提出された一式の前に連続して配置するよう明確化するために修正された事実について言及しました。(これにより、例えば、国際調査及び国内段階での調査の目的で、どちらの請求の範囲一式を考慮すべきなのか明確にします。)

いくつかの PCT 会合(2015 年 5 月 26 日から 29 日まで開催された PCT 作業部会(PCT/WG/8/4 参照)を含む)において上記の異なる RO の手続について議論されたにもかかわらず、本件に関する締約国間での一致した見解は得られていません。

本件に関して異なる解釈があることは最適ではありませんし、欠落部分の引用による補充に関しての法的な規定を明確化する努力を続けることは、おおむね認識されています。PCT 締約国と IB はこの長期にわたる問題の解決策を見つけようと努めています。差当たり、IB は、次回 2016 年の PCT 作業部会での議論のため、誤って提出された要素及び部分に関する新しい規定案を準備すること (PCT/WG/8/25 議長の要約のパラグラフ 122 参照)、また RO の異なる手続が存在することを明示するための受理官庁ガイドラインの修正作業を締約国と進めること (同パラグラフ 123 参照) を求められました。

当然のことながら、電子形式で提出する国際出願を準備する際に、アップロードするファイルの選択には細心の注意を払うことが大変重要です。また誤った請求の範囲一式 (又は明細書) を提出してしまった場合、引用による補充が可能なのかどうか RO の手続を (そのような間違いが起こる前に) 確認しておくことをお勧めします。もし受理官庁が引用により正しい請求の範囲又は明細書を補充することを認めない場合には、考慮すべきひとつの方法として、問題のある国際出願を取下げ、正しい請求の範囲又は明細書で再度出願することです (そうする場合には、その間に優先期間が無効になってしまっていないかどうか確認する必要があります)。

欠落部分又は要素の引用による補充の請求に関する詳細は、PCT 規則 4.18、20.5、20.6、*PCT Newsletter* 2007 年 5 月号掲載の“実務アドバイス”、及び *PCT 出願人の手引* のパラグラフ 6.027 から 6.031 をご参照ください。

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT ウェビナー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧